

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全部】

【住民】

風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」(P. 200)を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全部】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。

村は、がれきの計画的な収集、運搬等を行い、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

円滑かつ適切にがれきの処理を行う。

第3 活動の内容

がれき処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理を求められる。

がれきの計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理に当たっては、下記事項について留意する。

(ア) がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

(ウ) がれき処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

第3節 計画的な復興

【全部】

【住民】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第4章第3節「計画的な復興」（P. 202）を準用する。

第1 計画の内容

地震に強い防災村づくり

（1）実施計画

【村が実施する計画】

地震に強い防災村づくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- ア 避難路、避難地、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等都市基盤整備
- イ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- ウ 耐震性貯水槽の設置等

第4節 資金計画

【全部】

風水害対策編第4章第4節「資金計画」（P. 204）を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【全部】

風水害対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」（P. 205）を準用する。

第6節 被災農林業及び中小企業等の復興

【振興部・建設部】

風水害対策編第4章第6節「被災農林業及び中小企業等の復興」（P. 209）を準用する